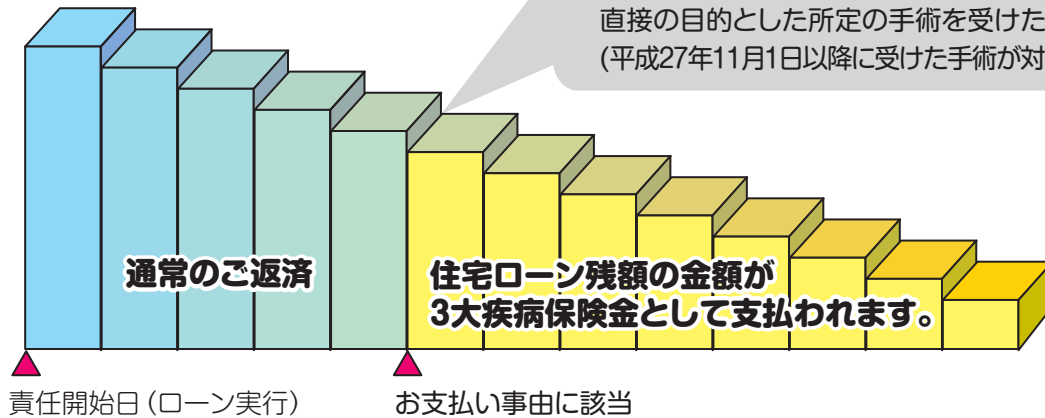


3大疾病保障特約付団体信用生命保険

この保険は、信金中央金庫が保険契約者となり、当金庫の住宅ローンをご利用される方を被保険者とした保険契約で、保険期間中に死亡・高度障害に加え、「がん」、「急性心筋こうそく」、「脳卒中」の3大疾病に罹患した場合においても、**所定のお支払い事由に該当された場合は保障の対象となります。**

【保険金のお支払いイメージ図】



【3大疾病保障特約付団体信用生命保険概要】

ご利用いただける方	○対象住宅ローンを新規お借り入れの方で、お借入時の年齢が満20歳以上満51歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が満75歳未満の方 ※悪性新生物（がん）に罹患したと医師に診断確定されたことのある方は、ご利用いただけません。 ※過去の傷病歴や現在の健康状態により、保険会社が保険のご加入をお断りした場合は、ご利用いただけません。
対象住宅ローン	・マイホームローンF ・マイホームローンFスマイルプラン ・無担保型マイホームローン ・マイホームローンF(金利引下げプラン) ・マイホームローンA
保険金額	1億円以下 ※被保険者1人あたりの限度額は、他の借入も含めて、信金中央金庫を保険契約者とした「信用金庫団信」「3大疾病団信」「団体就業・3大疾病団信」を通算して1億円となります。 ※保険金額が3,000万円を超える場合は、告知書に加え「健康診断結果証明書」が必要となります。
ご融資利率	対象住宅ローンの店頭表示利率+0.30%
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受(事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)
その他	○保険金のお支払いには制限がございます。お支払い事由の詳細や保険金が支払われない場合など、この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。 ○ローンのお申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査がございます。審査の結果により、お申込みをお断りする場合がございますので、ご了承ください。 ○ここでの保険に関するご説明は、住宅ローンご利用の方の便宜のために行っています。いわゆる保険募集のためではございません。

平成27年11月1日現在



すばらしい明日をつくる

岐阜信用金庫

<http://www.gifushin.com/>

MY-A-15-LF-007046

■3大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要

保険名称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険		
この保険の特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローンを利用している賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に以下に記載のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。		
お支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	
	3大疾病保険金	悪性新生物	<p>保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき <p>※悪性新生物には、上皮がんや皮膚がんは含まれません。(ただし皮膚がんのうち皮膚の悪性黒色腫は含まれます)</p>
		急性心筋こうそく	<p>次のいずれかの状態に該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所(別表1)において手術(別表2)を受けたとき【平成27年11月1日以降に受けた手術が対象】
脳卒中	<p>次のいずれかの状態に該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表1)において手術(別表2)を受けたとき【平成27年11月1日以降に受けた手術が対象】 		
保険金額	<p>債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。</p> <p>被保険者一人あたりの限度額は、他の信用金庫からの借入も含めて、「信用金庫団体信用生命保険」、「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険」および「信用金庫団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を通算して1億円となります。</p>		
保険金をお支払いできない場合	<p>被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p><死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金></p> <p>(1)告知義務違反による解除</p> <p>「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内(*1)であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者に対する部分が解除され、保険金のお支払いができずに債務が残ることがあります(お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります)。なお、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>(*1)3大疾病保険金については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により3大疾病保険金のお支払事由が生じているとき(保障開始日より前に原因が生じていたことにより、3大疾病保険金が支払われないときを含みます)は、「告知義務違反」として解除される場合があります。</p> <p>(2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</p> <p>(3)重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む)</p> <p><死亡保険金・高度障害保険金></p> <p>(1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき</p> <p>(2)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき</p> <p>(3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき</p> <p>(4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき</p> <p><3大疾病保険金></p> <p>(1)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき</p> <p>(2)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</p> <p>(3)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき</p> <p><高度障害保険金・3大疾病保険金></p> <p>保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態や急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません)</p>		
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日、債務引受の場合は、債務引受日)または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。		
この契約からの脱退	<p>次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金のお支払事由に該当されたとき ・満75歳に達した直後の12月31日 ・債務を完済されたとき(保証人または保証会社による代位弁済を含みます) ・融資を受けた信用金庫の住宅ローンが賦払償還債務でなくなったとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローンの債務者でなくなったとき 		

告知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込人ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込人ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 |
| (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設 |

別表2 手術

急性心筋こうそくおよび脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- | |
|-----------------------------------------|
| ①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術 |
|-----------------------------------------|

<ご注意>この「3大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要」は、3大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、『申込書兼告知書』に添付の『3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明』、および『申込書兼告知書』裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

MY-A-15-LF-006339